

(仮称) 山形広域斎場の整備及び運営維持管理
並びにこれらに係る費用負担に関する協定書

山形市・上山市・山辺町

(仮称) 山形広域斎場の整備及び運営維持管理
並びにこれらに係る費用負担に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と上山市及び山辺町（以下これらの市町のいずれか又はこれらの市町を総称して「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が締結している山形連携中枢都市圏の形成に係る連携協約による連携・協力のもと、将来にわたり甲及び乙が安定的に火葬業務を提供するための(仮称)山形広域斎場（以下「施設」という。）の整備、運営維持管理等及びこれらに係る費用負担に関し必要な事項を定め、もって圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 施設の整備に必要な調査及び計画策定（以下「調査等」という。）に関すること。
- (2) 施設用地の取得（以下「用地取得」という。）に関すること。
- (3) 施設の建設（以下「建設」という。）に関すること。
- (4) 施設の運営及び維持管理（以下「運営維持管理」という。）に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に付随する事項
- (6) 施設設置地域の地域振興（以下「地域振興」という。）に関すること。

(連絡調整窓口)

第3条 前条各号に掲げる事項を円滑に実施するため、甲及び乙にそれぞれ連絡調整窓口を設置する。

(連絡調整会議)

第4条 調査等、用地取得、建設、運営維持管理（これらに付随する事項を含む。）及び地域振興の実施並びにこれらに要する費用（以下「事業費」という。）に関する事項その他の重要な事項について協議等を行うため、(仮称)山形広域斎場連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議は、甲乙のそれぞれの長がその市町の職員のうちから指名する者1名をもって構成する。
- 3 調整会議の会議は、4月及び10月に定例会を開催するほか、必要に応じて適宜開催す

るものとする。

- 4 調整会議の会議は、山形市市民生活部長が招集する。
- 5 調整会議に事務局を置き、甲の担当職員がその事務を処理する。

(費用負担)

第5条 乙は、各年度において、事業費に対する負担金（以下「負担金」という。）を甲に納付するものとする。

- 2 負担金の額は、別表に定める算定式によりそれぞれ算定した額（その額に1円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額とする。
- 3 負担金は、6月、9月、12月及び3月に均等に分割して納付するものとする。ただし、その分割した各月の負担金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数は全て合算し、3月に納付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲と協議の上、負担金の一括納付をすることができる。
- 5 負担金は、各年度の実績に応じて精算するものとし、当該負担金の額に過不足が生じたときは、翌年度の負担金において当該過不足の額を調整するものとする。
- 6 乙は、この協定を締結する前に甲が実施した第2条各号に掲げる事項に係る事業に要した費用に対する負担金をこの協定の締結後速やかに甲に納付するものとする。この場合において、当該負担金の額の算定は、第2項の規定に準じて行うものとする。

(負担金の通知)

第6条 甲は、前条第6項に規定する負担金を除き、各年度において、調整会議における協議を経て当該年度の負担金の額を決定し、その額を当該年度の4月末日までに乙に通知するものとする。

(事業費の通知)

第7条 甲は、各年度において、調整会議における協議を経て翌年度の事業費の額を決定し、その額を当該年度の10月末日までに乙に通知するものとする。

(大規模な改修等)

第8条 甲は、起債を伴うような施設の改築、大規模な改修等により、負担金の額に大幅な増加が見込まれるときは、事前に調整会議において協議するものとする。

(収入の使途)

第9条 施設の目的外使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可に係る使用料をいう。）及び施設の使用等に伴う収入（以下「施設使

用収入」という。)があった場合における当該施設使用収入の用途については、施設の事業手法等の決定後に甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(中途解約)

第10条 乙は、この協定を解約しようとするときは、解約を希望する日の1年前までに甲に申し出るものとする。

2 乙は、前項の規定による申出に基づきこの協定が解約されたときは、当該解約された日の属する年度(以下「解約年度」という。)までに甲が契約を締結した調査等、用地取得、建設及び地域振興並びにこれらに付随する事項の実施に係る費用に対する負担金の総額のうち当該解約年度以後の年度において乙が負担金として納付すべき額(その額に1円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額)を、甲の指定する日までに一括して甲に納付するものとする。この場合における解約年度以後の年度の当該負担金の額については、解約年度における費用負担割合をもって算定するものとする。

3 前項に定めるもののほか、解約年度以後に甲が契約するものであっても当該解約に伴う内容の変更ができない調査等、用地取得、建設及び地域振興並びにこれらに付随する事項の実施に係る費用について、当該乙が負担金として納付すべき額(その額に1円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額)を、甲の指定する日までに一括して甲に納付するものとする。この場合における当該負担金の額については、解約年度における費用負担割合をもって算定するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、解約に伴い生ずる費用については、当該乙の負担とする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月5日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長

乙 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長

東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町

山辺町長

別表（第5条関係）

1 負担金算定式

負担金の算定は、(1)により算定する。ただし、事業費のうち甲が借り入れた額の元利償還に必要な費用（以下「元利償還費」という。）に対する負担金の場合は、(2)により算定する。

(1) 事業費に対する負担金

①	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち調査等費の額	×	調査等費の乙の費用負担割合
②	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち用地取得費の額	×	用地取得費の乙の費用負担割合
③	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち建設費の額	×	建設費の乙の費用負担割合
④	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち地域振興費の額	×	地域振興費の乙の費用負担割合
⑤	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち運営維持管理費の額	×	運営維持管理費の乙の費用負担割合

(2) 事業費のうち元利償還費に対する負担金

①	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち、 用地取得費に係る元利償還費の額	— 市債償還に係る普通 — 交付税相当額	×	用地取得費の乙の 費用負担割合
②	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち、 建設費に係る元利償還費の額	— 市債償還に係る普通 — 交付税相当額	×	建設費の乙の費用 負担割合
③	甲の当該年度の歳出決算見込額のうち、 地域振興費に係る元利償還費の額	— 市債償還に係る普通 — 交付税相当額	×	地域振興費の乙の 費用負担割合

2 乙の費用負担割合

上記算定式における乙の費用負担割合は、次のとおりとする。

(1) 調査等費、用地取得費、建設費及び地域振興費に対する負担金

火葬件数による割合（以下「火葬件数割」という。）と人口数による割合（以下「人口割」という。）を合算して得た値を2で除して得た割合とする。火葬件数割及び人口割の算定方法は、次の表に定めるところによる。

①調査等費の負担割合

火葬件数割	調査等の業務の実施年度（複数年度にわたって当該業務を実施した場合にあっては、その初年度。以下同じ。）の前年度の甲及び乙の火葬件数（乙のうち山辺町については、火葬料扶助件数）による割合
人口割	調査等の業務の実施年度の前年9月末日時点の甲及び乙の住民基本台帳登録人口による割合

②用地取得費の負担割合

火葬件数割	用地取得等を実施した年度（複数年度にわたって用地取得等を実施した場合にあっては、その初年度。以下同じ。）の前年度の甲及び乙の火葬件数（乙のうち山辺町については、火葬料扶助件数）による割合	
人口割	用地取得等を実施した年度の前年9月末日時点の甲及び乙の住民基本台帳登録人口による割合	
起債	起債対象外額	上記に同じ。
	償還年度の実績額	上記に同じ。（償還期間中も同じ割合）

③建設費の負担割合

火葬件数割	建設工事等の請負契約を締結した年度（複数年度において建設工事等の請負契約を締結した場合にあっては、当該契約を締結した年度のうち最も古い年度。以下同じ。）の前年度の甲及び乙の火葬件数（乙のうち山辺町については、火葬料扶助件数）による割合	
人口割	建設工事等の請負契約を締結した年度の前年9月末日時点の甲及び乙の住民基本台帳登録人口による割合	
起債	起債対象外額	上記に同じ。
	償還年度の実績額	上記に同じ。（償還期間中も同じ割合）

④地域振興費の負担割合

火葬件数割	建設費の負担割合に同じ。
人口割	建設費の負担割合に同じ。

※火葬件数割及び人口割の算定に当たっては、小数点以下第2位未満の端数が生ずるときは、その端数を四捨五入するものとする。

(2) 運営維持管理費に対する負担金

それぞれの年度における火葬件数割（その値に小数点以下第2位未満の端数が生ずるときは、その端数を四捨五入した値）とする。

火葬件数割	運営維持管理業務の実施年度の甲及び乙の火葬件数による割合
-------	------------------------------

- (注) 1 「調査等費」とは、基本構想及び基本計画の策定費、生活環境影響調査費、民間活力導入可能性調査費その他調査等に係る費用をいう。
- 2 「用地取得費」とは、用地を取得するための調査費、測量費、購入費、設計費、造成工事費その他用地取得に係る費用をいう。
- 3 「建設費」とは、建設の設計費、建設・設備・外構等工事費、適債性のある備品の購入費その他施設建設に係る費用をいう。
- 4 「運営維持管理費」とは、職員給与費、業務委託料、光熱水費、適債性のない備品の購入費その他施設の運営維持管理に係る費用をいう。
- 5 「地域振興費」とは、地域振興の実施に係る費用をいう。
- 6 「市債償還」とは、山形市が事業費に対し借入れをした事業債の償還をいう。
- 7 「火葬件数」とは、人体及び死産の火葬を行った実数をいう。ただし、施設の運営が開始されるまでの間の火葬件数は、山形市にあつては、山形市斎場における火葬件数から上山市民及び山辺町民の火葬件数を除き、上市市経塚斎場における山形市民の火葬件数を加えた数とし、上市市にあつては、上市市経塚斎場における火葬件数から山形市民及び山辺町民の火葬件数を除き、山形市斎場における上山市民の火葬件数を加えた数とし、山辺町にあつては、火葬料を扶助した件数とする。
- 8 甲及び乙は、この協定の締結後において、建設、運営維持管理等の事業手法の決定により負担金の算定方法を変更すべき事情が生じたときは、甲乙協議の上、協定の内容を変更するものとする。